



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年8月11日火曜日 第2697号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	(経営支援課) ...	773
保安林の指定.....	(森林整備課) ...	773
保安林の指定の解除.....	(") ...	774
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	(") ...	774
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	775
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	775
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	775
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	775
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ...	776
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件).....	(東予地方局環境保全課) ...	776
土地改良事業の計画の変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	783
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	783
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	783

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....	(選挙管理委員会) ...	784
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	(") ...	784

雑 報

環境影響評価方法書について.....	(環境政策課) ...	785
--------------------	-------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1008号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成27年8月11日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
(仮称) ケーズデンキ四国中央店	四国中央市川之江町349番1	生活環境保持の見地からの意見はなし。	店舗建設により増加が予想される雨水について、近隣の住居や企業の土地が冠水しないよう適切に処理すること。

○愛媛県告示第1009号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年8月11日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林の所在場所
今治市波方町養老字向乙81の14(次の図に示す部分に限る。)、乙81の1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1010号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年 8月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市観音原町乙1の33
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1011号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年 8月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町二甲甲4058の1、甲4058の2、甲4059の1、甲4059の2、乙60、乙61、乙63、乙65、乙66、乙68、乙69、乙102の1、乙103から乙105まで、乙107、乙109、乙110、乙112、乙113の1、乙114、乙258、乙259の1から乙259の5まで、乙260の1、乙260の2、乙260の5、乙260の6、乙261の1から乙261の3まで、乙262から乙264まで、乙265の1から乙265の3まで、乙266、乙268の1、乙268の4、乙268の5、乙269、乙270の1、乙270の2、乙271の1、乙271の4、乙271の5、乙272、乙274、乙275の1、乙275の2、乙276、乙277の1から乙277の3まで、乙278、乙279、乙280の1から乙280の4まで、乙281の1、乙281の2、乙282の1、乙282の2、乙283の1から乙283の3まで、乙284の1、乙284の2、乙285の1から乙285の6まで、乙285の8、乙286、乙288、乙289の1、乙289の8から乙289の13まで、乙290の1、乙290の6から乙290の9まで、乙297、乙299の1、乙299の2、乙300、乙301の1、乙301の2、乙302、乙303、乙304の1、乙304の2、乙308から乙310まで、乙311の1、乙311の2、乙312から乙319まで、乙320の1、乙320の2、乙321の1、乙321の2、乙322、乙323の1、乙323の2、乙324の1、乙324の3、乙324の4、乙820、乙997から乙1007まで、乙1009、乙1010、乙1012から乙1014まで、乙1017から乙1019まで、乙1020の1、乙1020の2、乙1021の1、乙1021の2、乙1022、乙1027、乙1029の1、乙1029の2、乙1030から乙1035まで、乙1037から乙1043まで、乙1044の1、乙1044の2、乙1052から乙1054まで、乙1055の1、乙1055の2、乙1056から乙1058まで、乙1060、乙1062、乙1064、乙1065、乙1067から乙1080まで、乙1081の1、乙1081の2、乙1083から乙1088まで、乙1090、乙1091、乙1093から乙1097まで、乙1100、乙1102、乙1103の1、乙1103の2、乙1104、乙1105の1から乙1105の3まで、乙1106、乙1107、乙1112の1から乙1112の4まで、乙1338、乙1339、乙1340の1、乙1340の2、乙1341の1、乙1341の2、乙1342の1から乙1342の3まで、乙1343の1から乙1343の3まで、乙1347の1から乙1347の3まで、乙1348から乙1353まで、乙1355、乙1356、乙1357の1から乙1357の6まで、乙1379の1から乙1379の7まで、乙1380の1、乙1380の2、乙1381から乙1384、乙1387、

乙1486、乙1487の1から乙1487の3まで、乙1488の1、乙1488の2、乙1588から乙1591まで、乙1592の1、乙1592の2、乙1593、乙1594の1、乙1594の2、乙1595から乙1597まで、乙1598の1から乙1598の3まで、乙1637、乙1689、乙1690の1、乙1690の2、乙1699の1から乙1699の3まで、乙1700の1、乙1700の2、乙1701、乙1702、乙1705、乙1706の1から乙1706の3まで、乙1707、乙1709から乙1711まで、乙1713、乙1714、乙1717、乙1718の1、乙1718の2、乙1719の1、乙1719の2、乙1720の1から乙1720の3まで、乙1721、乙1722の1から乙1722の4まで、乙1723、乙1724の1、乙1724の2、乙1725の1、乙1725の2、乙1726の2、乙1727の2、乙1781の1、乙1781の2、乙1782、乙1784の1、乙1784の2、乙1810から乙1812まで、乙1813の1、乙1813の2、乙1814から乙1816まで、乙1824、乙1825の1、乙1825の2、乙1826の1、乙1826の2、乙1827、乙1828の1、乙1828の2、乙1830から乙1832まで、乙1833の1、乙1834の1、乙1834の6から乙1834の8まで、乙1835の2、乙1837の1、乙1837の3、乙1837の5、乙1838の1、乙1838の2、乙1839の2、乙1841の1、乙1842の3、乙1844の1から乙1844の3まで、乙1845から乙1851まで、乙1853から乙1857まで、乙1871から乙1873まで、乙1905の1、乙1905の2、乙1905の4、乙1905の5、乙1905の7、乙1905の8、乙1906の1から乙1906の4まで、乙1907の1、乙1907の2、乙1908の1、乙1908の3から乙1908の5まで、乙1908の8から乙1908の10まで、乙1908の14、乙1909の1、乙1910の1、乙1910の2、乙1914の1、乙1914の2、乙1915の1、乙1915の2、乙1916、乙1919の1、乙1919の2、乙1920から乙1925まで、乙1926の1、乙1926の2、乙1927から乙1930まで、乙1932から乙1938まで、乙1940、乙1941の1から乙1941の3まで、乙1942の1から乙1942の5まで、乙1943の1、乙1943の2、乙1944から乙1946まで、乙1948、乙1950の1、乙1950の3、乙1951、乙1952、乙1957、乙1958、乙1959の1、乙1959の2、乙1960、乙1961、乙1962の1から乙1962の4まで、乙1963の1から乙1963の3まで、乙1965の1、乙1965の2、乙1966の1から乙1966の5まで、乙1967、乙2025の1、乙2025の2、乙2026から乙2029まで、乙2030の1から乙2030の4まで、乙2031、乙2068の3、乙2069の1から乙2069の8まで、乙2073の1から乙2073の3まで、乙2073の5から乙2073の9まで、乙2074の1から乙2074の3まで、乙2075の1から乙2075の5まで、乙2076、乙2077の1から乙2077の3まで、乙2079から乙2082まで、乙2083の1、乙2084、乙2086、乙2119、乙2120の1から乙2120の3まで、乙2121の1、乙2121の2、乙2132の1、乙2132の2、乙2133から乙2135まで、乙2136の1、乙2136の2、乙2137の1、乙2137の2、乙2138の1、乙2138の2、乙2139、乙2140、乙2141の1、乙2141の2、乙2142から乙2144まで、乙2148の2、乙2201の1から乙2201の3まで、乙2202の1から乙2202の3まで、乙2206、乙2207、乙2208の1から乙2208の4まで、乙2209の1から乙2209の3まで、乙2219、乙2220、乙2221の1から乙2221の3まで、乙2222から乙2225まで、乙2226の1、乙2226の2、乙2227の1、乙2227の2、乙2228の1から乙2228の3まで、乙2230、乙2232、乙2233、乙2236から乙2255まで、乙2256の1、乙2256の2、乙2257の1から乙2257の4まで、乙2258、乙2318、乙2320、乙2322の1、乙2322の2、乙2323、乙2324の1から乙2324の3まで、乙2327、乙2348の1、乙2348の2、乙2348の4から乙2348の9まで、乙2349の1から乙2349の5まで、乙2350、乙2351の1、乙2351の2、乙2352の1から乙2352の3まで、乙2353から乙2356まで、乙2412から乙2415まで、乙2425から乙2427まで、

乙2428の1、乙2428の2、乙2429の1、乙2429の2、乙2430、乙2434の1、乙2434の2、乙2435から乙2438まで、乙2445の1から乙2445の4まで、乙2446、乙2447の1から乙2447の9まで、乙2448の1から乙2448の4まで、乙2449の1から乙2449の3まで、乙2450の1、乙2450の3、乙2450の4、乙2451、乙2452の1から乙2452の4まで、乙2453の1から乙2453の6まで、乙2454の1から乙2454の3まで、乙2455、乙2456の1、乙2456の2、乙2457の1、乙2457の2

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1012号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、八幡浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 8月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(八幡浜市都市計画図作成業務委託)
- 2 作業期間 平成27年 8月11日から
平成28年 2月29日まで
- 3 作業地域 八幡浜市全域

○愛媛県告示第1013号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成27年 8月11日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850600143	七色ゆめ工房株式会社	西条市大野395番地13	高 正 剛	放課後等デイサービス	レインボーキッズメソッド	西条市丹原町願連寺206番地1-102号室	平成27年7月1日
3851300123	株式会社びのきお	新居浜市坂井町三丁目6番35号	沖 野 勝 広	放課後等デイサービス	放課後クラブ びのきお かわのえ	四国中央市妻鳥町1048番地1	平成27年7月10日

○愛媛県告示第1014号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 8月11日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	済生会今治訪問介護事業所さいせい	愛媛県今治市北日吉町一丁目7番43号	平成27年 6月30日	訪問入浴介護

○愛媛県告示第1015号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成27年 8月11日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200521	一般社団法人Sign	今治市別名180番地1	正 岡 弘 樹	就労継続支援B型	多機能型事業所 バドル	今治市八町東6丁目4番22号	平成27年7月1日

○愛媛県告示第1016号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 8月11日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

Table with 5 columns: 事業者番号, 指定障害福祉サービス事業者 (氏名又は名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名), 指定障害福祉サービスの種類, 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日. Row 1: 3810200547, 一般社団法人Sign, 今治市別名180番地1, 正岡弘樹, 就労継続支援B型, アライブ, 今治市八町東6丁目4番22号, 平成27年6月30日.

○愛媛県告示第1017号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 8月11日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町1丁目10番1号

3 特定施設に関する事項

(1) K - 3605 トフィー脱水機

Table with 2 columns: 特定施設の種類の種類, 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第33号ハ 遠心分離機. Rows include: 特定施設の能力 (1日当たり103トン処理), 工事の着手予定年月日 (許可後直ちに), 工事の完成予定年月日 (着手後4ヵ月), 使用開始の予定年月日 (完成後直ちに), 特定施設の使用時間間隔 (連続), 特定施設の1日当たりの使用時間 (24時間), 特定施設の使用の季節的変動の概要 (なし), 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 (水素イオン濃度, 化学的酸素要求量, 浮遊物質量).

Table with 2 columns: 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム), りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム), 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル). Rows include: 通常 5未満, 最大 5未満; 通常 1未満, 最大 1未満; 通常 48, 最大 60.

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(2) K - 3655 トフィー脱水機

Table with 2 columns: 特定施設の種類の種類, 政令別表第1第33号ハ 遠心分離機. Rows include: 特定施設の能力 (1日当たり103トン処理), 工事の着手予定年月日 (許可後直ちに), 工事の完成予定年月日 (着手後4ヵ月), 使用開始の予定年月日 (完成後直ちに), 特定施設の使用時間間隔 (連続), 特定施設の1日当たりの使用時間 (24時間), 特定施設の使用の季節的変動の概要 (なし), 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 (水素イオン濃度, 化学的酸素要求量, 浮遊物質量, 窒素含有量, りん含有量).

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 84 最大 96
----------------------------	----------------

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(3) K - 3711 P E S 脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第33号八 遠心分離機	
特定施設の能力	1日当たり58.4トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後4ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~9 最大 5~9
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 17
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 36 最大 48	

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(4) K - 3665 溶媒分離機

特定施設の種 類	政令別表第1第33号八 遠心分離機	
特定施設の能力	1日当たり115トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後4ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大 100
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大 35
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大 5未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0 最大 60	

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。
汚水等は、不定期に排出される。

(5) Z - 3950 重合系スクラパー

特定施設の種 類	政令別表第1第33号リ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり23,040ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後4ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~5 最大 3~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 4,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 17
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 48 最大 60
----------------------------	----------------

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(6) Z - 2930 ベンチュリースクラバー

特定施設の種 類	政令別表第1第33号リ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり11,280ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後4ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~7 最大 3~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 1,200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 24 最大 30	

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(7) Z - 2940 ベンチュリースクラバー

特定施設の種 類	政令別表第1第33号リ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり11,280ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後4ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
------------------	----	--

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~7 最大 3~7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 1,200
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 24 最大 30
----------------------------	----------------

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(8) K - 3615 トフィー脱水機

特定施設の種 類	政令別表第1第33号八 遠心分離機	
特定施設の能力	1日当たり94.9トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後4ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~11 最大 9~11
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 760 最大 900
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 108 最大 132
----------------------------	------------------

備考 汚水等は、新居浜地区のN B T新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(9) K - 3625 溶媒分離機

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第33号八 遠心分離機	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり115トン処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後4ヵ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大 100
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大 35
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大 5未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0 最大 60	

備考 汚水等は、新居浜地区のN B T新居浜総合排水処理施設にて処理する。
汚水等は、不定期に排出される。

(10) K - 3701 P E S 脱水機

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第33号八 遠心分離機	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり584トン処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後4ヵ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	

特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~9 最大 5~9
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 17
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 38 最大 48	

備考 汚水等は、新居浜地区のN B T新居浜総合排水処理施設にて処理する。

(11) Z - 3930 局排系スクラバー

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第33号リ 塵ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり144,000ノルマル立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後4ヵ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~5 最大 3~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 100
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満

りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 24 最大 36

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.2 最大 20.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 27.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 15.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 20,474 最大 27,557	

(2) No3排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33.0 最大 47.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 36,902 最大 40,748	

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1018号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 8月11日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号

3 特定施設に関する事項

(1) T-580

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第37号夕 魔ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり2,581ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後4ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 14 最大 14
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5 最大 8	

備考 汚水等は、還元処理施設、No3 総合排水処理施設にて処理する。

(2) Z - 5210

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第33号リ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり35ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヵ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	18時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7～8 最大 7～8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.8 最大 1.8
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20未満 最大 20未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5未満
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 3 最大 3	

備考 汚水等は、塩ビ工場総合排水処理施設、B R - B T 活性汚泥処理施設及びNo 3 総合排水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 還元処理施設

設 置 年 月 日	昭和48年11月10日	
処 理 施 設 の 種 類	化学処理	
処 理 施 設 の 型 式	還元及び中和処理	
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦15.0メートル 横5.1メートル 高さ1.7メートル×2基	
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり750立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	還元及び中和方式	
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～7.5 最大 6.5～7.5	通常 6.5～7.0 最大 6.0～7.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 670 最大 799	通常 313 最大 402
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 10	通常 2 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 7	通常 1 最大 7
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 221 最大 332	通常 221 最大 332

備考 汚水等は、No 3 総合排水処理施設で処理する。

(2) 塩ビ工場総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和46年12月9日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	分離及び凝集加圧浮上処理		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	中和槽 内径2,200ミリメートル 高さ3,800ミリメートル 凝集槽 縦2,500ミリメートル 横1,250ミリメートル 高さ1,700ミリメートル 加圧浮上槽 縦2,500ミリメートル 横4,000ミリメートル 高さ1,700ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり300立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	分離及び凝集加圧浮上方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6～9 最大 4～9	通常 6～9 最大 6～9
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 473 最大 514	通常 355 最大 376

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,398 最大 1,593	通常 34 最大 35
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 194.2 最大 279.5	通常 194.2 最大 279.5

備考 汚水等は、B R - B T 活性汚泥処理施設及びNo.3 総合排水処理施設で処理する。

(3) B R - B T 活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成3年8月31日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	ばっ気槽 縦7メートル 横24メートル 高さ5.5メートル×3基		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり6,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 95 最大 115	通常 45 最大 55
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 50	通常 10 最大 50
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5,221 最大 5,727	通常 5,221 最大 5,727

備考 汚水等は、No.3 総合排水処理施設で処理する。

(4) No.3 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和49年6月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理及び化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	沈降分離処理及び中和処理		
処 理 施 設 の 構 造	土堰堤型式		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	沈降槽 縦95.0メートル 横60.0メー トル 高さ2.0メートル 中和槽 縦48.0メートル 横60.0メー トル 高さ2.2メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり50,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	沈降処理及び中和処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 13.0 最大 19.5	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 47.0
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.9 最大 10.0	通常 1.9 最大 10.0
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 7.0	通常 1.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 36,902 最大 40,748	通常 36,902 最大 40,748	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~7.5 最大 6.5~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 11.2 最大 20.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15.0 最大 27.0

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.0 最大 15.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 20,474 最大 27,557

(2) No.3 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 13.0 最大 19.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム)	通常 33.0 最大 47.0

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.9 最大 10.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 36,902 最大 40,748

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1019号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、松山市伊台土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を平成27年7月30日認可した。

平成27年 8月11日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第1020号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成27年 8月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
ぼうこう又は直腸機能障害	外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	松本 紘典	東温市志津川	平成27年 8月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	渋井 勇一	東温市志津川	平成27年 8月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	外科	愛媛県立新居浜病院	高山 和之	新居浜市本郷三丁目1番1号	平成27年 8月1日
心臓機能障害	心臓血管外科	愛媛県立新居浜病院	三好 麻衣子	新居浜市本郷三丁目1番1号	平成27年 8月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	内科	愛媛県立新居浜病院	山岡 傳一郎	新居浜市本郷三丁目1番1号	平成27年 8月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	外科	愛媛県立新居浜病院	徳田 和憲	新居浜市本郷三丁目1番1号	平成27年 8月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	愛媛県立新居浜病院	武田 哲二	新居浜市本郷三丁目1番1号	平成27年 8月1日

○愛媛県告示第1021号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成27年 8月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
井出 雄久	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5番5号	井出整形外科医院	今治市片山3丁目3番46号	平成27年 7月1日
麓 憲行	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1-1	平成27年 7月1日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第64号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正について

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成27年 8月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
大洲市河辺ふるさとの宿	省略		大洲市河辺ふるさとの宿	省略	
大洲市大成体育館	大洲市森山甲726番地ノ1	280	省略		
大洲市上須戒体育館	大洲市上須戒甲1511番地	250			
大洲市正山体育館	大洲市肱川町名荷谷1750番地	270			
大洲市大谷体育館	大洲市肱川町大谷2660番地	270			
大洲市予子林体育館	大洲市肱川町予子林1957番地	250			
省略					

愛媛県選挙管理委員会告示第65号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成27年 8月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指定年月日	名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略				省略			
ハッピー南久米	省略			ハッピー南久米	省略		
特別養護老人ホーム和光苑新館	特別養護老人ホーム	松山市井門町1099	平成27年 8月 3日				
省略				省略			
4・5 省略				4・5 省略			

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第7条の2第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成27年 8月11日

電源開発株式会社

取締役社長 北村 雅良

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 電源開発株式会社
- (2) 代表者 取締役社長 北村 雅良
- (3) 所在地 東京都中央区銀座6丁目15番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 南愛媛第二風力発電事業（仮称）
- (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業
- (3) 規 模 総出力 最大40,800キロワット

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県宇和島市津島町下畑地、愛媛県南宇和郡愛南町僧都地区

4 関係地域の範囲

愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町

5 方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所
愛媛県庁、宇和島市役所、宇和島市津島支所、愛南町役場
- (2) 縦覧期間
平成27年8月11日（火）から平成27年9月10日（木）まで
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時まで

6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

- (1) 提出期限
平成27年9月24日（木）まで
- (2) 提出先
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業室
- (3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 平成27年8月16日（日） 午前10時より
場所 上楨集会場（愛媛県宇和島市津島町下畑地乙735番地4）
- (2) 日時 平成27年8月22日（土） 午後6時より
場所 僧都ふれあい交流館（愛媛県南宇和郡愛南町僧都279番地）